

# 学校法人佑愛学園 公益通報等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人佑愛学園（以下「本法人」という。）における公益通報および相談（以下「通報等」という。）の処理体制、通報者または相談者（以下「通報者等」という。）の保護に関する必要事項を定めることにより、法令、本法人の諸規定の違反行為等（以下「不正行為」という。）の早期発見と是正を図り、もって本法人における法令遵守体制の強化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程に定める公益通報とは、通報者等が、本法人の業務に関して組織的または個人的な不正行為等が発生、もしくは発生のおそれがある旨を本規程に定める本法人の受付窓口に通報することをいう。

## (通報者等および通報の方法)

第3条 通報者等は、次の各号に掲げる者とし、通報の方法は電話、電子メール、書面または面会のいずれかの方法とする。

- (1) 本法人の職員（役員および労働者派遣契約その他の契約に基づき、本法人の業務に従事する者を含む。以下同じ。）
- (2) 本法人が委託した業務に従事している労働者
- (3) 本学の学生

## (受付窓口)

第4条 通報者等からの通報等を受け付ける窓口を、法人本部（人権擁護危機管理担当）（以下「管理者」という。）に置く。

2. 本法人の職員は、通報者等から誤って通報等を受けた場合は、人権擁護危機管理担当者を教示しなければならない。

## (通報の受付)

第5条 不正行為等に関する通報等を受けた時は、その内容に応じて、学長または通報等の内容と関連の深い業務を所掌する理事に報告する。

2. 管理者は、通報等の内容に関する事実関係の確認（以下「事実確認」という。）を行い、公益通報として受理する場合は、理事会に報告しなければならない。

## (事実確認)

第6条 管理者は、通報等の内容に最も関連の深い業務を所掌する部署の長に事実確認を指示する。

2. 管理者は、必要に応じて事実確認を行うための対策室を設置することができる。
3. 管理者は、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家もしくは法人の監事に意見を求めることができる。
4. 事実確認の対象部署および関連部署の職員は、協力を求められた場合、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(是正措置)

第7条 管理者は、事実確認を終えたときは、理事会に当該事実確認の結果および是正措置等について報告するものとする。

2. 理事会は、前項の報告により、不正行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

(通知および公表)

第8条 理事会は、匿名による通報を除き、通報者等に対して被通報者(不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)の名誉およびプライバシー等に配慮しつつ、当該事実確認の結果および是正措置について通知するものとする。

2. 公益通報の内容および是正措置等に関し、必要と認められる場合は、適宜公表する。

(通報者等の保護)

第9条 理事会は、通報者等が公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを被ることがないように適宜確認し、別に定める通報者等の保護に必要な措置を講じさせ、通報者等の職場環境または修学環境の保全に努めなければならない。

2. 理事会は通報者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、就業規則に基づき処分を行うことができる。

(秘密保持)

第10条 本規程に定める業務に携わる者および携わった者は、業務を通じて知り得た個人情報およびプライバシーについて、その保護に努める。ただし法令等の定めにより開示の必要があるときは、この限りではない。

2. 理事会は、前項の規定に違反した職員に対し、就業規則に基づき処分を行うことができる。

(利益相反関係の排除)

第11条 管理者、理事会の構成員および被通報者は、自らが関係する不正行為等に関する通報等の処理に関与してはならない。

2. 理事会が前項に該当する場合には、理事長がその任務を代行する。
3. 本規程に定める業務に携わる者は通報等の処理にあたり、公平性、中立性および専門性の確保に努めなければならない。

(懲戒処分等)

第12条 理事会は、本規程第7条第1項の報告により、不正行為等が明らかになった場合は、当該不正行為等に関与した職員に対し、就業規則に基づく必要な処分や、告訴・告発等の措置を講じるものとする。

(不正を目的とする通報)

第13条 通報者等は、虚偽または他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的の通報を行ってはならない。

2. 本法人は、前項の通報を行った者に対し、就業規則、学則、法令等に基づき、必要な処分や措置を講じることができる。

(その他の通報に対する準用)

第 14 条 公的機関などの本法人の窓口を利用できる通報者等以外の者からの不正行為等の事実の通報に対しては、本規程に準じて取扱うものとする。

(事務処理)

第 15 条 この規程に関する事務は、法人本部（人権擁護危機管理担当）が担当する。

(雑 則)

第 16 条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。